

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第18条第1項
許認可等類	農用地利用配分計画の認可
法令の定め	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (農用地利用配分計画)</p> <p>第十八条 農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る農用地利用配分計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること。</p> <p>二 第二項第一号に規定する者が、前条第二項の規定により公表されている者であること。</p> <p>三 第二項第一号に規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て(農地所有適格法人(農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次号において同じ。)及び次号に規定する者にあつては、イに掲げる要件)を備えることとなること。ただし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。</p> <p>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>四 第二項第一号に規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。)である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。</p> <p>イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等(農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。)のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>五 第二項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者(同項第三号に規定する者がある場合には、その者及び同項第一号に規定する者)の同意が得られていること。</p> <p>六 第二項第二号に規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。</p> <p>イ 農用地であつて、当該土地に係る賃借権の設定等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するもの。同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p> <p>ロ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であつて、当該土地に係る賃借権の設定等の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの(イに掲げる土地を除く。)同条第四項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p>
審査基準	法令の定めには尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総 期 間 20 日・ <del>日</del> (注: 休日は含まない。) 経 由 機 関 日・月 協 議 機 関 日・月 処 分 機 関 20 日・ <del>日</del> (農政部農業経営局農業経営課)
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
申請先等	同上 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsuduki.jourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsuduki.jourei.html</a> )